【第５回都市農業の振興に関する検討会】

資料３－２

加藤（篤）委員提出資料

平成２４年２月９日農水省検討会　　加　藤　篤　司

発　言　要　旨

１．基本的考え方

現行の都市計画の線引き制度（市街化区域と市街化調整区域）、生産緑地制度、農地の相続税納税猶予制度、農地の固定資産税に係る宅地並み課税制度などの現行制度のもとでは、年々都市農地は歯止めなく減少し、都市農地は消滅の危機にあります。この様な都市農業の危機的現状を打開するための検討を行うことが、この委員会の使命ではないかと考えています。

そうした観点から、都市農業後継者として、私の基本的意見を申し上げたいと存じます。

２．現行制度は、昭和４３年の都市計画法による線引き制度発足により、スタートしており、高度成長下において、都市化、工業化が進み、三大都市圏では地価が高騰しました。

その中で、農地の相続税が大きな問題となり、その対策として、昭和５０年度から、旧農地法を基本とする「農地の相続税納税猶予制度が」発足したものと、承知しています。

（１）この制度は、創立当初、税法上、他に類例を見ない「特例中の特例」とされ、その内容は、旧農地法に基づき、対象を「自作農と自作農地」の範囲に厳しく限定されたものです。

したがって、

①生産緑地制度では、農地法の転用規定に抵触する農業施設用地（農地でなく、地目が宅地になる。）は指定対象外となっています。

②農業の基本である農業施設用地には、宅地並み課税が課され、相続税の課税対象となります。そのため、私どもは相続になりますと、農業で必要不可欠な「施設用地」を簡単には維持できません。売却して相続税を納めるか、さらに多くの農地を売却せざるを得なくなり、これまでの経営は存続できなくなり、また農業経営の廃止に追い込まれることもあります。

③現行制度では、対象を自作農に限定していることから、賃貸借が認められていません。改正農地法は、農地の効率的利用を規定しており、その手段は、賃貸借でというのが、農政の基本の筈ですが、これを許容しないのが、「現行の農地の相続税納税猶予制度」です。

④法人への土地の出資も、認められていないので、農業経営を法人化することは出来ません。現代の農業構造政策の基本である賃貸借や法人化を、事実上否定しているのが現行制度で、私どもは今の制度は「旧態依然の制度」と言わざるを得ないのです。

（２）さらに、厳しいのが、農地の相続税の納税猶予の適用条件としての終身営農義務の規定です。

病気その他止むを得ざる事情により、農業経営の継続が困難になれば、その時点で、納税猶予の期限が確定して、猶予時点に遡及して、経過期間に応じて利子加算税（現在：年率２．１％：平成１２年以前６．６％）上乗せで、巨額の相続税を支払わざるを得ないのです。このことは、農業を後継した経営主に取って、大きな精神的重圧になっています。

（３）このことと関連して、私どもの農業後継者の仲間内では、病気などで、経営継続が困難になった場合、どのように対処するかが議論になりますが、結論は、家族のために自殺して相続税負担を逃れるしか方法はないということになります。【何故かというと、本人が死亡した場合には相続税が免除されるからです。】

そういう意味で、私どもは、この制度の適用を受けると、「無病息災」を祈りながら、死に物狂いで、「終身営農」を守らざるを得ないのです。

息子に、ひき続きこの苦しみを継がせるか、どうか、また息子が引き継いでくれるかどうか、という将来不安の問題もあるのです。

３．平成４年から、三大都市圏の市街化区域内農地については、生産緑地を除き、宅地並み課税が例外なく適用されています。

この制度は、長い間、農業者が挙げて反対してきた制度です。農業収益を無視した宅地価格で固定資産税を課税し、徴収する制度です。

これは国家権力により、半ば、強制的に地上げする、都市農業つぶしの制度であると、有識者が指摘されているものです。

東日本大震災の教訓、最近発表された首都直下型地震が四年以内に７０％の確率で発生するとする東京大学地震研究所の発表〈いつ来ても、おかしくないから、対策を怠るなという意味に理解しています〉、環境の時代、誰が考えても、過密都市では、緑地、農地を持続的に保全し、セーフテイゾーンを確保しなければならない時代ではないでしょうか。

都市住民も、自治体も、農業者も、そのことは十分に理解し、良くわかっ

て頂いていると思います。

上述したような「現行の都市農業制度」が、現代の経済社会、環境の時代に相応しい制度なのでしょうか。

４．さらにいえば、食料・農業・農村基本計画では、食料自給率目標を、今後、１０年後、５０％、２０年後６０パーセントに引き上げるとしています。

そのため、農地面積４６０万ｈａを守らなければならないとしており、都市農地、約８万ｈａはその内数となっています。

食料自給率の目標達成、食料の安定供給を確保するうえでも、都市農地の持続的保全は必要不可欠といってよいのではないでしょうか。農林水産省のご見解をお聞きしたいと思います。

５．最後に、都市農業施策について、農林水産省が取り決めている、昭和４３年以来の、「市街化区域内では、効用が長期に及ぶ施策は実施ない」とする公平の原則に反する、現在の「農村振興局長通達」の廃止を、農業後継者の立場から、強く求めます。

以上、都市農業の将来を担う後継者の立場から、直面している都市農業の現状と制度上の問題について、基本的な意見を申し述べましたが、この際、国家１００年の計を視野に入れて、都市計画制度の改正を前提として、縦割り行政制度のもとで、仕組まれてきた「古い上着を着た」と揶揄されるこの制度の抜本的な改革を求め、農林水産省、国土交通省並びに財務省、委員各位のご理解をお願いして、終わらせて頂きます。